

通知預金

令和4年4月1日現在

商 品 名	通知預金
販 売 対 象	法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団 等
期 間	期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位 ・1,000円
払 戻 方 法	随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とし、1年365日とする日割計算
税 金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	手数料は不要です。
付 加 で き る 特 約 事 項	個人のはマル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません）